

**平成25年度**  
**焼津市市民公益活動事業費補助金**  
**申請団体募集要項**

この補助金は、活力あるまちづくりを市民と協働で推進するため、地域の活性化や地域の課題解決を目指して、自主的かつ自立的に活動する市民活動団体に交付し、まちづくり活動を支援するものです。

☆募集期間 平成25年4月1日（月）～5月17日（金）

☆事業説明会 日時：平成25年4月13日（土）

〔午後1時～平成24年度補助金交付団体による事業報告会  
報告会終了後～平成25年度募集要項説明会（15:45～）〕

会場：市役所 会議室棟 101号室

☆公開プレゼンテーション・審査会

時期 平成25年6月9日（日）午後1時～

会場 市役所 本館6階603号室

● **【問合せ先】**

この補助金についてのご質問やご相談につきましては、右記の担当までお気軽にお問い合わせください。なお、お越しになる場合は、事前にご連絡をくださるようお願いいたします。

焼津市 市民協働課 市民協働推進担当  
電話 054-626-1178  
FAX 054-626-2194  
Eメール kyodo@city.yaizu.lg.jp

## 1 市民公益活動事業

この募集要項における「市民公益活動事業」とは、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 地域の活性化又は地域の課題解決を目指して、自主的かつ自立的に行う非営利の事業
- (2) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業
- (3) 次のいずれかに該当する事業
  - ア 第5次焼津市総合計画に掲げる施策の推進に資する事業で、市民活動団体が単独又は行政等と協働して行うもの
  - イ 他団体又は他地域においてモデルとなる先進的な事業

## 2 補助対象団体

次の要件のいずれにも該当する団体又は市長が特に認めた団体（以下「補助対象団体」という。）が対象となります。

- (1) 市内に事務所又は活動の拠点があること。
- (2) 構成員が5人以上の団体であること。
- (3) 組織の運営に関する規約等があること。
- (4) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対する活動を行う団体でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が運営し、又は実質的に運営に関与している団体であること。
  - イ 暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している団体であること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体であること。

## 3 補助対象事業と補助金の額等

### (1) 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う市民公益活動事業とし、次のいずれかに定める事業とします。

#### ア 初期的事業

市民公益活動事業を軌道に乗せるために行う事業（新たに市民公益活動事業を始める補助対象団体又は市民公益活動事業を始めて2年以内の補助対象団体が行うものに限る。）

## イ 発展的事業

前号に規定する補助対象団体以外の補助対象団体が市民公益活動事業の拡充を図るために行う事業又は新たに行う事業

(2) 前項の規定にかかわらず、補助対象外とするもの。

ア 同一年度において、国又は地方公共団体による補助、助成その他の財政支援を受けているもの

イ 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの

ウ 専ら営利を目的とし、公益性を欠くもの

エ 施設等の建設又は整備を目的とするもの

(3) 補助金の額

補助事業の区分	補助率	補助金の額の上限
初期的事業	10/10以内	10万円
発展的事業	2/3以内	30万円

ただし、補助対象事業の実施に伴う当該補助金以外の収入(以下「その他の収入」という。)がある場合は、補助の対象となる経費の総額からその他の収入を控除した額と、補助金の上限額とを比較し、いずれか低い金額を補助金の上限額とします。

(4) 交付の回数 1団体につき、同一年度内において1回まで

※算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

## 4 補助の対象となる経費

補助対象事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費は、下表に定めるとおりです。

費目	補助の対象となる経費
人件費	スタッフ等の賃金、謝礼等
報償費	講師、指導者その他の事業協力者(以下「講師等」という。)に対する謝礼、記念品等
旅費	講師等に対する交通費及び宿泊費の実費並びにスタッフ等の交通費
需用費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷製本費、消耗品等の購入費並びに材料費及び飲食費(講師等に提供するものに限る。)
役務費	各種資料、備品等を送付するための通信運搬費、各種手数料等
保険料	損害賠償保険料等
委託費	事業の一部を外部に委託した場合の委託料
使用料及び賃借料	会場等の使用料、機器類及び車両の賃借料
備品購入費	事業実施のために必要不可欠と認められる備品の購入費で、管理責任者を明確にしたものの購入費(補助対象経費の2分の1以内)

※補助対象経費はすべて、領収書又はその写しにより、事業の実施団体が支払ったことを確認できること(明細がわかるもの)が必要です。

※次に該当する経費は、補助の対象となりません。

- ・ 団体の存立のための経常的な活動に要する経費
- ・ 事務所等を維持するための経費
- ・ 構成員による会合（懇親会や反省会等）の飲食費
- ・ 不動産及びその従物の取得に要する経費
- ・ 転売目的で購入する物品にかかる経費

## 5 補助の対象となる事業期間

補助の対象となる事業期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間とします。

## 6 応募方法

次の提出書類に必要事項を記入の上、募集期間内に担当まで提出（郵送可）してください。

### (1) 提出書類

- ① 焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 事業計画書（第 2 号様式）
- ③ 団体概要書（第 3 号様式）
- ④ 収支予算書（第 4 号様式）
- ⑤ 団体の規約、会則又は定款
- ⑥ 構成員名簿

※様式は、焼津市役所のホームページからダウンロードできます。

焼津市ホームページアドレス <http://www.city.yaizu.lg.jp/>

### (2) 募集期間 平成 25 年 4 月 1 日（月）～ 5 月 17 日（金）

### (3) 提出先・受付時間

#### ① 郵送の場合

〔宛先〕〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号  
焼津市 市民協働課 市民協働推進担当

#### ② 持参する場合

〔窓口〕焼津市役所本館 3 階 市民協働課 市民協働推進担当  
〔受付時間〕平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※土、日、祝日は受付できません。

※書類提出時に、ご質問やご相談がある場合は、事前にご連絡をくださるようお願いいたします。

### (4) その他

- ・ F A X、Eメールでの提出はできません。
- ・ 提出書類は返却しません。

## 7 審査・選考方法

補助対象事業は、学識経験者・NPO活動実践者・行政職員等で構成された焼津市市民公益活動事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、補助金の交付を決定します。

### (1)書類審査

事務局が、ご提出いただいた申請書類により、応募資格等を書類上で審査します。

### (2)審査委員会（公開）

審査委員会については、下記のとおり応募団体によるプレゼンテーション方式により、一般に公開して行います。

ただし、応募団体数によっては、公開プレゼンテーションの内容を変更する場合があります。詳細は、応募締め切り後に、書類審査の結果と併せて各応募団体にお知らせします。

### ☆公開プレゼンテーションの概要

開催日：平成 25 年 6 月 9 日（日）午後 1 時から

場 所：市役所 会議室棟 101 号室

発表者：3 名まで

時 間：1 団体につき発表と質疑応答を合わせて 10 分程度（予定）

ツール：ホワイトボード、プロジェクター、パソコン、スクリーンは当課にてご用意します。

順 番：当日の受付時の抽選により決定します。

内 容：申請書類に基づいた発表

費 用：プレゼンテーションに要する経費は、申請団体の負担とします。

### (3)審査・選考の視点

選考の視点	説明
1. 公益性	事業の実施が不特定多数の市民の利益へとつながるものであるか。
2. 焼津市総合計画との関連性	第 5 次焼津市総合計画に掲げる施策の推進に有効な事業であるか。
3. 地域性	地域の課題やニーズを的確に捉え、その解決・実現に向けた事業として適切か。
4. 先駆性	これまでに無い（少ない）新しい取り組みで、他のモデルとなる事業であるか。また、新たな視点、発想から提案されたものであるか。
5. 専門性・独創性	事業実施にあたり、専門的な見地から提案がなされ、また、市民活動団体ならではの柔軟な発想が生かされているか。
6. 発展性・継続性	補助金を交付することで、団体や事業の発展が図られるか。また、補助金による事業が終了した後も、継続的な展望が見込めるか。
7. 自主性・自立性	自己努力による事業立案、資金確保に努めているか。
8. 事業実現性	実施方法、スケジュール、予算等がより具体的に計画され、かつ法的にも問題がない事業であるか。
9. 費用の妥当性	補助対象経費の算出、見積もり等が適正であるか。また、費用対効果に優れているか。

## 8 補助金の決定と交付

### (1) 補助金交付・不交付決定通知書

審査・選考の結果は、焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により、申請団体に通知します。また、補助金の交付が決定した団体及び事業内容等については、焼津市ホームページで公表します。

### (2) 補助金の交付

補助金の支払いは事業完了後、交付すべき補助金の額を確定した後にを行います。ただし、事業完了前でも補助金の額の80%以内において概算払の請求をすることができます。概算払を希望する場合は、焼津市市民公益活動事業費補助金概算払請求書（第11号様式）及び資金状況調べ（第12号様式）を提出してください。

## 9 補助対象事業の実施

### (1) 事業のPR

補助対象事業の実施に当たっては、より広く、より多くの市民の皆さまへ向けて積極的な事業のPRをお願いします。タウン誌などへの取材依頼も効果的な方法です。

また、市が補助対象事業の内容等を公表する場合にはご協力をお願いします。市の広報紙（広報やいつ）により事業のPRを行う場合は、記事掲載日の2カ月前までに市民協働課、または実施する事業と関連のある市担当課へご相談ください。

### (2) 関係書類の整理・保管

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿やその証拠書類等（領収書等）は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。また、その帳簿・証拠書類等は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間は保管しなければなりません。

### (3) 補助対象事業の変更等

補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書（第6号様式）及び変更収支予算書（第4号様式）に必要書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければなりません。

※補助金交付決定後の人件費、委託費、備品購入費については、特別な理由がない限り増額は認められません。

## 10 補助対象事業終了後の実績報告等

### (1) 実績報告書の提出

補助対象事業が終了したときは、事業完了日から起算して20日を経過した日又は平成26年4月4日（金）のいずれか早い日までに焼津市市民公益活動事業実績報告書（第8号様式）に必要書類を添えて提出してください。

### (2) 補助金の額の確定

市は、提出された実績報告書等を審査し、適当と認めるときは、補助金

の額を確定し、焼津市市民公益活動事業費補助金交付確定通知書（第 9 号様式）により団体に通知します。

(3) 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けたときは、確定通知を受けた日から起算して 20 日以内に焼津市市民公益活動事業費補助金請求書（第 10 号様式）を市長に提出してください。

(4) 事業報告会【平成 26 年 4 月 12 日（土）に実施予定】

各団体が実施した補助対象事業の成果を発表するとともに、まちづくり活動を行う市民活動団体の相互交流を図る機会として、一般公開による事業報告会の実施を予定しています。

補助金の交付を受けた団体は、報告会に出席し、補助対象事業の成果等について発表していただきます。

## 11 その他

(1) 情報公開

焼津市市民公益活動事業費補助金への申請書類、実績報告書等の関係書類は、補助金の公平性・透明性を高めるため、氏名・住所などの個人情報を除き公開する場合があります。実績報告の際に添付される写真等についても公開の対象といたしますので、提出物は著作権や肖像権等に配慮し、あらかじめ事業参加者に許可を得るなど、団体自身が責任をもって対処してください。

(2) 関係法令等の遵守

補助対象事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、次の規則及び要綱に従ってください。

- ・ 焼津市補助金等交付規則（昭和 60 年焼津市規則第 1 号）
- ・ 平成 25 年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日告示第 117 号）

**焼津市市民公益活動事業費補助金  
事業の流れ**

